

令和6年3月

上天草市農業委員会会議録

令和6年3月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年3月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和6年3月12日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 議案第6号 令和6年度上天草市農作業標準賃金額について
- 日程第 9 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第10 報告第2号 許可不要転用届について
- その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 山口 勝喜	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 水野 武晴
4番 磯田 清俊	5番 岩崎 國重	6番 吉本 均	7番 岩本 俊治
9番 松本 光義	10番 濱崎 顯爾		

(事務局)

局長 小松野 洋己	主事 徳渕 麻子	主事 池林 真斗
-----------	----------	----------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

8番 源 義通

開会 午前9時30分

1 開会

事務局(小松野)

ただいまより、令和6年3月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願ひいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

大変多忙の中、3月総会にご出席いただきまして、ここに開催できることを厚く御礼申し上げます。早いもので新体制となった昨年の改選から1年が過ぎ、本年度の総会も最後となりました。新年度も健康に留意され、農業委員会の活動に尽力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日も慎重なご審議をどうぞよろしくお願ひいたします、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

議事録署名委員の指名を行います。7番、岩本委員、9番、松本委員、よろしくお願ひいたします。

4 議事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△番△外7筆、地目は畑と田、合計面積5,645m²です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2~3ページのとおりで、○○○○○から東の方向、直線距離で約0.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が3万9,679m²です。労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は車で3分程度であり、年間150日以上、農作業に従事されるとのことです。よって、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ等を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

議案第1号の1番について、4番の磯田が説明いたします。

事務局からも説明がありましたけれども、申請人の方は専業農家の方でして、今回、高規格道路に農地がかかるということで、その代替地を探しておられたところ、同じ□□地区の地元に以前に農業をされていた方が田んぼと畑を持っておられて、草刈りなどの管理をずっとされていましたけれどもだんだん高齢になられまして、この先、管理するのが非常に難しくなるということで、この機会に土地を譲渡することになったそうです。

画面のほうを見ていただくと、田んぼは若干水がたまっているような状態で、このままでは耕作予定のタマネギを作れないため、高規格道路の建設でトンネルを掘っておられますけども、その排土を利用して、今後は形状変更の申請を考えておられるようです。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし　の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△外1筆、地目は田、面積合計1,997m²です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、○○○○○から北の方向、直線距離で約1.3kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が3万9,679m²です。労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は車で5分程度であり、年間150日以上、農作業に従事されるとのことです。よって、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ等を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

4番磯田が説明いたします。

この申請も先ほどと同じく高規格道路の代替地となります。譲渡人は以前は農家をされていましたが、現在は農業をやめられて、友達である申請人が8年ぐらい前から借りてタマネギ等を作つておられました。そのようなことから今回、譲ってもいいとなったそうです。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方から、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし　の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページです。申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△、地目は田、面積1,075m²です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約8.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が現在のところ0m²です。労働力は1、農機

具等はありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は車で10分程度であり、年間150日以上、農作業に従事されるとのことです。よって、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定のことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ジャガイモ等を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。

ただし、懸念事項といたしまして、画面にてご確認いただけますとおり、既に数年以上にわたり駐車場等として利用されている実績があり、そのまま耕作することは難しいと考えられます。この点については、申請代理人により、半年以内に客土等を行うことで耕作可能な条件にすることを申請人と共にこれから検討するとの意思表明がありました。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 1号の3番について、2番の松岡から説明申し上げます。

昨日の現地確認、ご苦労さまでした。今、事務局から話があったとおり、現状は駐車場として使用されておりまして、土地については農地にできるような状況ではありません。立ち会いの時、土を入れてもらうという条件を代理人の方に申入れをしたところでございます。ジャガイモを作るという状況はちょっと見えなかったので、そういう条件を出したところでございます。慎重審議をよろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕） 議案第1号、番号4番です。議案は3ページになります。

申請人は龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町高戸字□□□△△△△番、地目は畠、面積53m²です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約20.8kmの辺

りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が1,246m²です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は自宅から5m程度であり、年間150日以上、農作業に従事されるとのことです。よって、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定のことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、トマト、カボチャ等を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎） 議案第1号、4番について、10番の濱崎が説明いたします。

本件畠は譲受人の方の玄関先にあります、以前から、耕作はされていませんけど草が生えているということで、譲受人が常に草刈りを行っていて、いずれ欲しいなというような意向を示されていましたけれども、なかなか相続のほうが追いついていなかったものですから合意に至っていませんでした。今回、相続登記が終わりましたので相談に乗って、譲渡人は大阪にいらっしゃって管理ができないので作っていただける人がいれば譲りたいという意向であり、ぜひお願ひしますということで合意ができました。よろしくお願ひいたします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま、4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願ひします。

事務局（徳渕） 議案第2号、番号1番です。議案は5ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△番、地目は畠、面積661m²です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10

～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向約1.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意を確認しています。給排水計画については、給水は上天草市上水道、排水については、生活排水、污水については合併浄化槽にて処理後、既設の側溝へ排出、雨水は溜柵に集水後、既設の側溝に排水することです。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため被害のおそれがないこと、また今後、生じた際には申請者が責任を持って対応するという返答をいただいております。

また、補足説明としまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎） 議案第2号の1番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

事業の目的は、国道拡張に伴う住居の立ち退きのため、新たに住宅を建築する必要が生じたためとのことです。画面でご覧のとおり、現在、家が建っておりまます。図面の10～11ページを見てください。地番△△△番△にもともと住居が建っていましたが、国道拡張のため立ち退きをすることになり、平成3年7月に申請地に住宅を建築し、平成4年2月に住宅跡地にレストランを建築、開業されたそうです。30年前のことであり、追認案件でございます。始末書、隣接農地の同意も取れております。ご審議をよろしくお願ひいたします。

補足説明ですけれども、計画概要では661m²となっておりますが、内容につきましては、有効面積が532m²、斜面の面積が75m²、通路が54m²となって、合計661m²となっております。よろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願ひします。

事務局（徳渕） 議案第3号、番号1番です。議案は7ページになります。
申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、地目は田、面積1,591m²です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、○○○○○から南西の方向約3.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場及び資材置場で、資金計画は土地購入費△△△△万円に対し融資が決定しているため問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者の同意書及び同意を取れなかった場合についての理由書、また地区的排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は既設の側溝に排水することです。造成中の被害防除については、大規模な造成工事は不要で、整地程度にとどめるため周囲への悪影響はないとのことです。また、完成後に万一、被害が発生した場合には、申請者が誠意をもって対応することです。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本） 6番の吉本が説明いたします。
本議案は、事務局からご説明がありましたが、昨日、関係者による現地調査を行いました。申請理由は売買による所有権の移転で、目的は建設会社の駐車場兼資材置場でありました。譲渡人はもともと地元の方で、一人住まいのご高齢となられ、体調不良も重なり、ご兄弟の方々がおられる熊本市内に行かれました。その後、間もなくして家屋敷は処分されて、数カ所の不動産は残っておりましたが、今回の休耕地の申請となりました。

また、地元からの同意書もそろっており、特段、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長（山口） ありがとうございました。1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし　の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕） 議案第3号、番号2番です。議案は同じく7ページです。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番△△△外2筆、地目は田、面積合計994m²です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、○○○○○から南の方向約8.6kmの辺りに位置しています。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、資金計画については、土地購入費は決済済み、土地造成費△△△万円に対して、それを上回る自己資金が存在するため問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区的排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は不要、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は道路側溝に排水することです。造成中の被害防除については、国道の高さに合わせて盛り土を行いますが、安定勾配となるよう整備し、かつ法面を処理するため、周囲への悪影響はないとのことです。また、完成後も農地への悪影響はないとのことであり、万一、被害が発生した場合には、申請者が誠意をもって対応することです。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 3号の2番について、2番の松岡が説明申し上げます。

現地は30年近く、いわゆる耕作放棄地であります。15ページを見てもらいますと、△△△△番△の隣接地については連絡がとれないということですが、区長さんの同意も得ておりますので大丈夫だと思います。慎重審議よろしくお願いします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま、2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

- 議長（山口） 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いします。
- 事務局（池林） 議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、議案は9ページから13ページになります。
- 今回の集積計画は、利用権の設定が9件となっております。利用権設定の計画内容は、利用権を設定する人9名、利用権の設定を受ける人2名、利用権設定面積合計1万8,969m²となっております。説明は以上です。
- 議長（山口） ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（山口） ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。
- 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 議長（山口） 続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局（徳渕） 議案第5号、番号1番です。議案は15ページになります。
- 申請人は八代市の個人の方です。申請地の物件表示は松島町阿村字□□△△△△番△外4筆、地目は畠と田、面積合計1,833m²です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～20ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約8.6kmの辺りに位置しております。申請地の現況については航空写真のとおりで、雑木が生い茂っている公衆用道路となっており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。
- 議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 推進委員（岩崎） 議案第5号、1番について、推進委員の岩崎が説明します。
- 非農地の申請についての確認は地元の委員でとのことなので、松岡委員と確認に行ってきました。現況については事務局からの説明のとおりです。申請人は地元を離れてもう何年にもなりますし、実家のほうは空き家になって数年経ちま

す。申請地の農地については何年も放棄地となっていますので、今回の申請は仕方がないと思います。よろしくお願ひします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし　の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第5号につきましても申請どおり承認することに決定します。

議案第6号 令和6年度上天草市農作業標準賃金額について

議長（山口）

続きまして、議案第6号、令和6年度上天草市農作業標準賃金額について。事務局から説明をお願いします。

事務局（小松野）

議案第6号、令和6年度上天草市農作業標準賃金額についてご説明いたします。お手元の資料の17ページになります。

例年、協議いただいておりますけれども、太線で囲んでいるのが令和6年度の上天草市の標準賃金額案になります。先月、天草市で開催されました天草地区農業委員会連絡協議会におきまして、議案として協議したものになります。

昨年からの変更点は、表の真ん中よりちょっと上のほうですけれども、水田などの畠立てを500円増額し9,000円、畦ぬりを40円増額して100円としております。

参考までに、右の欄に天草市と苓北町の賃金表を載せております。近隣市町村と比較しても極端な差はないと思っております。また、資料の一番下、上記以外の一般農作業の額につきましては、毎年10月に熊本県の1時間当たりの最低賃金額が改定されますが、昨年は898円となりましたので、その8時間を下回らない金額ということで7,200円としております。

例年、この標準額を目安に、農地条件やその他の諸事情を踏まえた上で、頼む人、受ける人の双方の話し合いで金額を決定してもらっております。ここに表示されていない作業種目につきましても、表示されている種目を参考に双方でご協議いただき、金額を決定くださるようご指導願います。

本日の協議を経まして、4月の広報紙等で周知を図っていく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問ございませんでしょうか。

- 4番（磯田） ちょっといいですか。一番上の、これは米の苗と思いますけど、1箱当たりの値段が分かりませんが、大体幾らぐらいですか。水田の苗1箱当たりの値段。
- 9番（松本） 今、650円ぐらいでしょう。運搬をしてもらうのか、自分で取りに行くのか、その差はあると思いますが、大体650円ぐらいに上がっているんじゃないでしょうか。
- 事務局（小松野） 荻北町だけがこの表に入れておられるんですよね。うちはいつもここは空欄で出していますけど。
- 4番（磯田） 地区によって値段が多少違うということですかね。
- 9番（松本） 教良木地区の施設で作っているのは大体650円だったと思います。上がっていくばかりです。1年に50円ずつぐらい上がっています。
- 議長（山口） ほかにありませんか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（山口） ご異議ございませんので、議案第6号、令和6年度上天草市農作業標準賃金額につきましては、一覧表のとおり決定することにいたします。
- 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 議長（山口） 続きまして、報告第1号、利用権設定合意解約について。事務局から説明をお願いします。
- 事務局（池林） 報告第1号、番号1番です。議案は18ページから19ページになります。
今回、4件の合意解約を受理しておりますが、先ほど議案第4号にて承認いただいた農業公社を通した賃貸借権設定を行うために、相対で行っていた賃貸借を解約するものです。説明は以上です。
- 議長（山口） ありがとうございました。ただいま、報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。
- （異議なし の声あり）

議長（山口） ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 許可不要転用届の受理について

議長（山口） 続きまして、報告第2号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕） 報告第2号、番号1番です。議案は20ページになります。
届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番△、地目は畑、面積336m²です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は22～23ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向約1.8kmの辺りに位置しております。届出事由は、対象地を道路と同じ程度の高さに埋め立てて、農業用倉庫を建築するためということです。補足説明といたしまして、倉庫自体は90～100m²程度とし、残りは資材置場や駐車場にすることと、これは届出の基準を満たしております。

その他の説明といたしましては、勾配をつけて、隣接地に川がありますけれども、そちらに土砂が流失しないように整備することです。以上です。

議長（山口） ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（益田） 報告第2号1番について、推進委員の益田が説明します。
ただいまの事務局のほうで説明があったとおりです。客土するのは（画面の）下のほうに水路がありますね、その水路が大雨のとき氾濫して浸かる恐れがあるので少し上げたいということです。以前、あそこまで上がったんですね。だから、ちょっと上げて建てたいということです。説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長（山口） ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

(録音終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年3月12日

上天草市農業委員会 会長

山口勝喜

上天草市農業委員会 委員

佐々木俊介

上天草市農業委員会 委員

松田光義